

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会について

1. 「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」とは

本市のこどもの家（学童保育所）について、持続的な運営が可能となるよう、事業展開や運営主体者（指定管理者）への指導あるいは受益者負担の在り方などについて調査検討し、市民の視点から、市に対して意見するものです。

2. 位置づけ

野洲市こどもの家条例第 14 条第 1 項に定める市長の附属機関

3. 掌握事務

委員会では次に掲げる事項について調査検討を行います。

- ①こどもの家の事業に関すること
- ②こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること
- ③こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること
- ④こどもの家の保育料の額等に関すること
- ⑤前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること

4. 委員構成

- 1号委員：学識経験者
- 2号委員：教育関係者
- 3号委員：保護者代表
- 4号委員：公募委員
- 5号委員：前4号に掲げる者の他、市長が必要と認める者

5. 開催回数等

おおむね年2～3回程度
平日 2時間程度/回

6. 委員報酬

委員：3,000 円/回

野洲市放課後児童健全育成事業の変遷

R7.3.19作成

	制度見直し等	施設整備	運営主体	備考
旧町	H5.野洲町こどもの家 (5小学校5クラブ)		野洲町 …保護者会へ委託	H9.学童保育の法制化
	H11.中主町こどもの家 (1小学校1クラブ)		中主町 …社協へ委託	
H16	・学童保育所運営形態等検討委員会(全13回) →社協へ委託(H17-)			野洲市誕生
H17	・野洲市学童保育所運営委員会を設置	<待機児童問題> H18.定員480人⇔申込534人 H19.定員530人⇔申込650人	野洲市 …社協へ委託	
H18	・野洲市放課後児童クラブ運営基準を制定		指定管理者制度導入	
H19	・「子ども教室」開始 (H19は試験的に季節のみ)		社協 H18-21:4年間	放課後子どもプラン (H19-26)
H20	●こどもの家・子ども教室の2制度運用(H20-23) ・こどもの家の定員超過児童を子ども教室で受入れ ・H22料金改定 こどもの家 月額:9,000円→10,000円 子ども教室 月額:無料→5,000円			
H21		祇王・中主…分割改修		
H22		野洲・祇王…新築	社協 H22-23:2年間	
H23		北野・中主…新築 三上…小学校改修		
H24	・待機児童0人達成(定員1,080人)→事業の一本化 ・第1期持続ある運営を考える委員会(全4回) →H25.5月提言		社協 H24-28:5年間	
H25				
H26	●第1期提言を受けた見直し ・同一勤務での再入所を制限 ・一斉申込以後の申請を制限 ・保育料の段階的改正 第1段階 季節 H27-H30 第2段階 通年・季節 H31-			基準省令制定
H27				市基準条例制定 放課後子ども総合プラン (H27-30)
H28				
H29	・第2期持続ある運営を考える委員会(全2回) →H29.6月提言		社協 H29-R4:5年間	
H30	●第2期提言を受けた見直し ・土曜保育の実施(H30-)			
R1	・第3期持続ある運営を考える委員会(全2回) →R2.3月提言	篠原…増築		新・放課後子ども総合プラン (R1-5)
R2	●第3期提言を受けた見直し ・第1期提言における 保育料の見直し(第2段階) →改正する必要なし ・今後も定期的に確認			
R3				
R4				
R5			社協 R4-8:5年間	放課後児童対策パッケージ (R5-6)
R6				
R7	・第4期持続ある運営を考える委員会(全2回) →R8.1月提言予定			
R8				